

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K00215

研究課題名(和文) 取調べの可視化に対応した供述信用性評価技法の開発

研究課題名(英文) Development of a statement credibility assessment technique for video-recorded interviews

研究代表者

高木 光太郎 (Takagi, Kotaro)

青山学院大学・社会情報学部・教授

研究者番号：30272488

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的では、被疑者取調べの可視化によって得られた録画記録の特性を有効に活用する供述信用性評価技法の開発を試みた。当初、このような技法として供述者のゼスチャーなど身体的表出を利用することを検討したが、有効な指標を見いだすことができなかった。そこで、申請者がこれまで実施してきた信用性評価の事例(約40件)で特に顕著な供述傾向がみられた事例を再検討したところ、「表現の希薄化」「言及の回避」など「説明の不十分さ」の供述内での分布のパターンが、信用性評価の有効な指標になる可能性が高いことが見いだされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、被疑者の取調べや目撃者、被害者からの事情聴取の録画記録が刑事裁判において利用される機会が増加している。これらの録画記録は、裁判官や裁判員が取調べや事情聴取の具体的な様子を把握するのに有効であるが、録画記録特有のバイアスによって供述の評価に偏りが生じる危険性も同時に指摘されてきた。本研究の成果は、刑事裁判において録画記録を参照する裁判官や裁判員に検討の有効な着眼点を示すと同時に、録画記録を用いた専門的な供述信用性評価に一定の指針を与えるものであり、その社会的・学術的意義は高いものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to develop a statement credibility assessment technique that makes effective use of the video-recorded interrogations. In the first phase of the study, we explored the possibility of using physical representations, such as gestures, using mock interrogations. However, we could not find a valid indicator. In the next phase, we re-examined the cases of credibility assessment (about 40 cases) to determine the significant indicators. As a result, we found that the patterns of distribution of "insufficient explanations" such as "dilution of expression" and "avoidance of reference" are likely to be a valid indicator of statement credibility assessment.

研究分野：法心理学

キーワード：供述信用性評価 取調べの可視化 録画記録 説明の不十分さ スキーマ・アプローチ

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

心理学的な供述信用性評価技法は、それが使用される国の司法制度や実務状況に対応して開発される必要がある。このため日本においても、諸外国の研究動向や開発成果を参照しつつも、日本の司法制度や実務の特徴に対応した技法の開発が長年にわたり試みられてきた。特に日本では従来、取調官が被疑者の一人称を用いて供述内容を整理・要約する供述調書が広く用いられてきたことから、供述調書を主要なデータとした信用性評価技法の開発に研究の重点が置かれてきた。こうした取り組みのなかで特に重要な成果は浜田寿美男が開発した「供述分析」と呼ばれる技法である(たとえば浜田, 2001)。供述分析では供述調書に記載された供述内容の変遷パターンを解析し、供述が被疑者による記憶の喚起とは異なる原因によって生成した可能性が検討される。この手法の有用性は非常に高く、実際、刑事裁判における供述信用性鑑定において多く利用されているが、供述調書の記載内容に変遷があまりみられないケースの分析が困難であるという欠点がある。このため申請者を含む研究グループでは、公判速記録など、日本でも利用可能な供述の逐語記録を用いた信用性評価技法の開発を試み、被疑者(被告人)が個別に示す供述特性(文体的特徴など)に着目した「スキーマ・アプローチ」を提案した(大橋ら, 2002; 高木・大橋, 2005)。この技法はDNA再鑑定によって2010年に再審無罪となった「足利事件」の第二審段階における弁護団依頼の信用性評価鑑定で最初に実用化され、当時被告人であった菅家利和氏の自白の信用性に疑義があるとする分析結果を得ることに成功している。その後、現在に至るまで申請者自身のおよそ30件の鑑定事例に加え、他の研究者による相当数の鑑定において利用されている。これらの実績には、心理学的供述信用性評価が再審請求の新証拠として採用された日本初の事例となった「大崎事件」における鑑定(大橋・高木, 2010)も含まれており、スキーマ・アプローチが司法の現場において一定の評価を得ていることが確認できる。

しかし取調べの可視化の実現に向けた近年の動向が、供述分析やスキーマ・アプローチとは異なる、新たな供述信用性技法の開発を求めている点を無視することはできない。取調べの可視化については、捜査実務の現場ではすでに相当数実施されており、そこで得られた録画記録が公判廷で証拠として検討されるケースも見られるようになっている。実際、申請者も被疑者取調べの録画記録を主要なデータとした供述信用性鑑定をすでに実施している(高木, 2014)。今後、録画記録をデータとした心理学的供述信用性評価鑑定のニーズはさらに上昇していくものと予想される。しかしながら、文字情報をベースにした従来の供述信用性評価技法では、取調べの録画記録から得られる発話の音声的諸特徴、被疑者と取調官による身体的相互作用、表情などの諸表出、取調室の空間的配置の影響といった、供述信用性評価に有効に活用しうる膨大な諸情報を有効に活用することが困難である。取調べの可視化は従来密室のなかで展開していた取調べの過程を全面的に把握可能なものにするを通して、取調べの適正化と、より適切な事後評価を可能にすることを目指すものと考えられる。心理学的供述信用性評価についても、こうした目的に対応して、録画によって得られた豊かな情報を有効に活用できる、より精度の高い技法の開発が求められていると考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、被疑者取調べの可視化によって得られた録画記録の特性を有効に活用する供述信用性評価技法を開発することにある。取調べの録画記録には従来の供述信用性評価技法が用いてきた文字ベースの言語情報(供述調書、公判速記録)に加えて、供述信用性評価において利用可能性のある非言語的情報(被疑者と取調官の身体的相互作用、表情、取調室の空間的配置など)が大量に記録されている。しかし従来の技法では、これらのデータを有効に活用することは困難である。その一方、録画記録が裁判で証拠採用されるなど、録画記録を用いた供述信用性評価のニーズは高まってきている。そこで本研究では申請者が開発してきた信用性評価技法である「スキーマ・アプローチ」をベースにして、新たな技法の開発を試みることにした。

### 3. 研究の方法

本研究では当初、研究代表者が所有している取調べ録画記録、および取調べ場面を模した模擬的な聴取場面の録画記録を対象として、供述者と聴取者の身体的表出に着目した供述信用性評価指標の探索的検討を試みた。しかし、この作業を通して、評価に利用可能な供述者および聴取者の身体的表出に関する有効な作業仮説を得ることができなかった。

このため録画記録を用いた供述者および聴取者の身体的表出についての検討は中止し、改めて、身体的表出という限定を外したかたちで、取調べ録画記録の評価において有効な指標の探索的検討を行うことにした。具体的には、研究代表者がこれまでに担当した「スキーマ・アプローチ」の手法を用いた供述信用性評価の事例(約40例)から、(1)供述に信用性評価に結びつく明確なスキーマ(供述者固有の体験の説明様式)が見いだされ、かつ(2)取調べの録画ないし録音記録、あるいは詳細な逐語記録が利用可能な事例を抽出し、そこで見いだされたスキーマの特徴の再分析を行い、各事例におけるスキーマの特徴を統合的に説明できる指標の探索を行った。また、探索の結果見いだされた指標について、想起理論、生態心理学の観点から理論的な検討を行った。

最後に、見いだされた指標を利用した供述信用性評価を実施するための標準的な手順の整理を行った。

#### 4. 研究成果

本研究の成果は以下のとおりである。

##### (1) 身体的表出を用いて供述信用性評価を行うことの困難性

本研究では、当初、被疑者取調べの録画記録を有効に活用するため、供述の録音や書き起こしでは把握することが困難であり、録画記録がある場合にのみアクセスすることが可能となる供述者や聴取者の表情、ジェスチャー、姿勢などを供述信用性評価に利用できる可能性を探索した。特に、研究代表者がこれまで、供述信用性評価の基礎理論として研究を進めてきた生態心理学的な想起理解の枠組である「不在の環境の探索としての想起」という視点を踏まえて、想起における現在の環境の探索からの部分的な離脱による行為の不安定化が、供述者の表情、ジェスチャー、姿勢などにおいて非想起的な説明の場合と分離可能なかたちで表出されるという仮説に基づいて、既存の録画記録および模擬的な面接場面における供述者と聴取者の相互行為の分析を試みた。しかし、今回の検討では、残念ながらこのような傾向を捉えることはできなかった。今回の分析では、動画上で視認可能なレベルでの表出の検討を行ったが、より微細な変化を捉える手法を用いることで、何らかの発見が可能となるかもしれない。今後の課題としたい。

##### (2) 「非体験性」の指標としての「特徴的な欠落」と「コミュニケーション不全」

(1)で説明した身体的表出に着目した検討で十分な成果が得られなかったことを受け、別の観点から有用な指標を探索することを目的として、次に研究代表者が実施した「スキーマ・アプローチ」を用いた供述信用性評価事例において見いだされた、スキーマの供述者内変移パターンの再分析を行った。スキーマ・アプローチを用いた供述信用性評価では、録音、録画、ないしは逐語的に書き起こされた供述を対象として、供述者が実際に体験したことが証拠上ないしは論理的に間違いがないと考えられる出来事についての供述(ベースライン供述)にみられる出来事叙述のパターン(スキーマ)と、事件に関連してその信用性が検討の対象となっている供述(ターゲット供述)にみられるそれを比較し、それらの間に顕著な差異がないか検討する。これまでの分析においては、見いだされた差異を各事件の文脈や供述者の特性に照らして解釈し、それが供述者の非体験性(問題となっている出来事の体験がない状態)に結びつく兆候である可能性を検討していた。今回、複数の鑑定事例におけるベースライン供述とターゲット供述にみられるスキーマの差異を体系的に整理して検討したところ、ターゲット供述には、ベースライン供述と比較した場合、「説明の欠落」「説明の希薄化」「説明そのものの回避」といったかたちで、当該出来事に関する説明が特徴的なかたちで欠落する傾向がみられ、それが当該出来事をめぐる供述者と聴取者のコミュニケーションに不全状態を生み出している場合が多いことが確認された。

以上のように今回の分析では、供述における「特徴的な欠落」とそれによってもたらされる「コミュニケーション不全」が、供述における非体験性の指標として利用可能である可能性が示唆された。今回は研究期間の多くを供述における身体的表出の検討にあてたため、「特徴的な欠落」と「コミュニケーション不全」が非体験性の指標の特性を、より精密に検討するための実験等を実施することはできなかった。今後の研究課題としたい。

##### (3) 想起理論の観点からみた「特徴的な欠落」の位置づけの検討

供述信用性評価事例の検討を通して見いだされた「特徴的な欠落」の指標を、人間の想起という観点から理論的に意味づけるために、それを想起において欠落が生じる事態について理論的な検討を行っている古典的な二つの研究(S. Froud, F. C. Bartlett)および生態心理学的な想起研究の理論と関連づける理論的な検討を行った。その結果、想起における欠落を理論的に適切に把握するためには、記憶表象の存在を前提とした理論的枠組は不適切であり、S. Freud, F. C. Bartlettらに代表される非表象主義的な想起理論を今日的に展開していく必要があることが確認された。このような理論的枠組として生態心理学的な想起の理論は有望な出発点になるものと予想された。このような供述信用性評価の技法の理論的な基礎づけについても、今後、さらに展開していく必要がある。

##### (4) 「特徴的な欠落」に着目した供述信用性評価の手順の整理

以上の研究成果ふまえ、供述信用性評価において供述にみられる「特徴的な欠落」に着目した分析を進める際の具体的な手順の整理を行った。すなわち、(1)供述内容を説明されている出来事の場面ごとに「ステージ」として区分したうえで、(2)各ステージにおける出来事に関する供述者の発話をターンごとに、「情報付加あり(質問に含まれない新規情報のある応答)」「情報付加なし(質問に含まれていない新規情報のない応答)」「記憶なし(質問された出来事についての記憶がないことの言明)」「知識なし(質問された出来事についての知識がないことの言明)」「曖昧な説明」「質問意図の確認」「沈黙」に分類し、(3)ターゲット供述となるステージと、ベースライン供述となるステージにおける応答パターンの比較を行う。(4)あわせて両者におけるターンごとの平均発話量の比較も行う。(5)ターゲット供述となるステージに関する「情報付加あり」供述と、ベースライン供述となるステージのそれを抽出し、特に「特徴的な欠落」に着目して、両者の叙述様式の特徴(スキーマ)の比較を行う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Kotaro Takagi
2. 発表標題 Toward a non-representational approach to individual experience: Problems of representationalism in memory studies
3. 学会等名 The 18th biennial conference of International Society for Theoretical Psychology (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kotaro Takagi
2. 発表標題 Current progress of confession credibility assessment research in Japan
3. 学会等名 31st International Congress of Psychology (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 B. Wagoner et al.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 346
3. 書名 Handbook of Culture and Memory	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----